対象者が受けることができる令第三条の七に掲げる給付（障害を支給事由とするものに限る。）についてその全額につき支給を停止される事由が消滅したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

（加給年金額支給停止事由の消滅の届出）

第五十条の三　障害厚生年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、当該障害厚生年金の加給年金額の対象者（老齢厚生年金の支給を受けている配偶者であつて、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものを除く。）が令第三条の七に掲げる給付（老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。）及び障害厚生年金並びに障害基礎年金（受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）の支給を受けることができなくなつたとき又は当該加給年金額の対象者が受けることができる令第三条の七に掲げる給付（障害を支給事由とするものに限る。）についてその全額につき支給を停止されるに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四　法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる書類等の持参（第一号改定者又はその代理人（以下この号において「第一号代理人」という。）及び第二号改定者又はその代理人（第一号代理人を除く。以下この号において「第二号代理人」という。）が共に行うものに限る。）

イ　（略）

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる書類等を持参する者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に規定する書類等

(1)　第一号改定者又は第二号改定者　当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券若しくは番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（以下このロにおいて「運転免許証等」と総称する。）又は当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

(2)　（略）

2　（略）

様式第七号（裏面）中「年金手帳等」を「基礎年金番号通知書等」に改める。

様式第七号の三中「年金手帳の」を削る。

様式第七号の四から様式第九号の二まで中「年金手帳等」を「基礎年金番号通知書等」に改める。

様式第十号の二中「年金手帳等」を「基礎年金番号通知書等」に改め、「年金手帳の」を削る。

様式第十一号（裏面）中「年金手帳等」を「基礎年金番号通知書等」に改める。

一～四　（略）

（加給年金額支給停止事由の消滅の届出）

第五十条の三　障害厚生年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者は、当該障害厚生年金の加給年金額の対象者が令第三条の七に掲げる給付（老齢厚生年金及び障害厚生年金並びに障害基礎年金（受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）の支給を受けることができなくなつたとき又は当該加給年金額の対象者が受けることができる令第三条の七に掲げる給付についてその全額につき支給を停止されるに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四　法第七十八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる書類等の持参（第一号改定者又はその代理人（以下この号において「第一号代理人」という。）及び第二号改定者又はその代理人（第一号代理人を除く。以下この号において「第二号代理人」という。）が共に行うものに限る。）

イ　（略）

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる書類等を持参する者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に規定する書類等

(1)　第一号改定者又は第二号改定者　当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、旅券若しくは番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（以下このロにおいて「運転免許証等」と総称する。）又は当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

(2)　（略）

2　（略）